

日本醫師會の副會長（一人とす）及理事（十人以内とす）は道府縣醫師會の會員中より日本醫師會長の推薦に依り總會に於て之を定むること但し専任理事は醫事衛生に關し學識又は經驗ある者より之を推薦するを妨げざること

(二) 道府縣醫師會の會長は其の會員中より地方長官厚生大臣の認可を受け之を任命すること

道府縣醫師會の副會長（一人とす）及理事（五人以内とす）は其の會員中より道府縣醫師會長の推薦に依り總會に於て之を定むること但し専任理事は醫事衛生に關し學識又は經驗ある者より之を推薦するを妨げざること

(三) 役員は任期は三年とすること

(四) 日本醫師會及道府縣醫師會の理事中一人以上を専任とすること

(五) 醫師會の會長は總會成立せざるとき又は總會に於て議決すべき事項を議決せざるときは監督官廳に具狀して指揮を請ひ總會の議決すべき事項を處分することを得ること

(六) 道府縣醫師會の支部長は道府縣醫師會長の任命することとしなるべく其の支部より選出せられたる道府縣醫師會議員を之に充つること

經費の負擔方法の合理化

(一) 法令の規定又は行政官廳の命令に依り醫師會の事務に屬せしめられたる事項に要する經費に付ては國又は地方公共團體に於て其の全部又は一部を負擔すること

(二) 道府縣醫師會の會費の負擔方法は會員團の外適當なる基準に依り等差を設けること

(三) 道府縣醫師會の會費の徴收に付ては地方税の例に依り滯納處分を行ひ得る規定を設けると

七 行政監督の強化

(一) 日本醫師會は厚生大臣之を監督し道府縣醫師會は第一次に於て地方長官第二次に於て厚生大臣之を監督すること

(二) 行政官廳は醫師會に對し醫事衛生に關し必要なる事務の施行を命ずることを得ること

(三) 道府縣醫師會の總會の議決が法令若は會則に違反し又は公益を害し若は害するの虞ありと認むるときは監督官廳は特別議員を解任し又は議員の職務を停止し若は議員の改選を命ずることを得ること

(四) 醫師會の豫算は監督官廳の認可を受くるを要すること

(五) 監督官廳は醫師會が支出を要する費用を豫算に載せざる場合に於ては理由を示して其の費用を豫算に加ふることを得ること

(六) 行政官廳は醫師會長をして其の事務の一部を處理せしむるを得ること

八 醫道振作委員會の設置

道府縣醫師會に醫道振作委員會を常置し醫道振作に關する事項の實施の衝に當らしむること

九 醫師會と他の醫事關係方面との連絡

(一) 非醫師たる診療所の開設者に付ては別に必要なる統制方法を講ずること

(二) 醫師會と衛生技術官、醫育機關、醫學研究機關等との連絡の緊密化に關し適當なる方策を講ずること

希望意見

一 厚生省に於て公共團體又は公益法人に勤務せしむる醫師を養成する方法を講ぜられ度

二 公立診療所に關しては之を利用する民衆の便宜を圖る爲適當なる措置を講ぜられ度

三 醫師會、齒科醫師會、藥劑師會其の他の衛生諸團體相互の連絡統制に當ると共に保健國策に關し政府に獻策するを目的とする中央機關を常設し併せて現行中央衛生會を之に統合するの方策を講ぜられ度

労働者年金保險制度要綱に對する

保險制度調査會の修正並に希望決議

厚生省保險院が來議會に提出する労働者年金保險制度の要綱については前號所載の如くであるが、保險院保險制度調査會に於ては十五名の特別委員を擧げ慎重審議の結果一部の修正並に希望決議を行ひ、昭和十五年十月二日の總會は之を裁決するに到つた。同調査會委員氏名、修正並に希望決議を掲ぐれば以下の如くである。

保險院保險制度調査會委員氏名

○印は特別委員 ○印は委員氏

會長 厚生大臣 金光庸夫

○印は特別委員 ○印は委員氏

○印は特別委員 ○印は委員氏

○印は特別委員 ○印は委員氏

○印は特別委員 ○印は委員氏

○印は特別委員 ○印は委員氏

○印は特別委員 ○印は委員氏

○印は特別委員 ○印は委員氏

○印は特別委員 ○印は委員氏

○印は特別委員 ○印は委員氏

委員

法制局參事官 入江俊郎

企畫院部長 中島清二

大藏省主計局長 谷口恒二

商工省監理局長 辻 謙 吾

厚生次官 兒玉政介

保險院長官 ○樋貝詮三

保險院總務局長 ○川村秀文

保險院社會保險局長 清水 玄

保險院簡易保險局長 前田 穰

從三位勳一等 松本 蒸 治

正四位勳二等 ○末弘殿太郎

正四位勳三等 ○森 莊 三 郎

正五位勳三等(旭) ○田子一民

正三位勳二等(旭)男爵 ○千秋季隆

緒方竹虎

三輪壽壯

橋本實斐

下村 宏

添田敬一郎

廣瀬久忠

正三位勳二等 ○吉 田 茂

從三位勳四等子爵 伊東二郎丸

從四位勳三等(旭) 守屋榮夫

從四位勳三等 成 瀬 達

勳四等 本田彌市郎

勳四等 土屋清三郎

勳四等 田中亮一

松岡駒吉

臨時委員

國民貯蓄獎勵局長

海軍少將

商工省總務局長

厚生省社會局長

厚生省勞働局長

厚生省職業部長

正六位勳四等

正四位勳三等(旭)

正五位勳三等

從四位勳四等

正五位勳五等

○河上丈太郎

○河野 密

○膳 桂之助

○高山久藏

○中川末吉

阿部眞之助

末 高 信

栗 原 修

松 木 益 吉

○椎名悦三郎

能 谷 憲 一

○持永義夫

內 藤 寬 一

○松本健次郎

小畑源之助

湯澤三千男

工 藤 鐵 男

桑 原 幹 根

○河上丈太郎

○河野 密

○膳 桂之助

○高山久藏

○中川末吉

勞働者年金保險制度案要綱修正案

一、第二號但書の(四)の次に左を加ふ

(五) 其の他命令を以て指定する者

二、第四號を左の如く改む

第二號但書の(一)、(二)、(四)及(五)の規定は前號

の場合に之を準用すること

三、第十一號但書を左の如く改む

但し左に掲ぐる期間は之を合算せざること

(一) 脱退手當金の支給を受けたる場合に於ては其

の計算の基礎と爲りたる期間

(二) 左の(1)、(2)、(3)又は(4)に掲ぐる事由に因り被

保險者の資格を喪失したる場合を除くの外同一の

工場、事業場又は事業に被保險者として引續き使

用せられたる期間六月未満にして被保險者の資格

を喪失したる場合に於ては其の被保險者たりし期

間

(1) 事業の都合に依り解雇せられたること

(2) 陸海軍に徴集又は召集せられたること

(3) 死亡

(4) 其の他命令を以て定むる事由

四、第十九號中「平均標準報酬年額の百分の一に相當

する金額を加へたる金額とすること」の下に左を加

ふ

尚同一の工場、事業場又は事業に於て引續き被保險

者たりし期間十年以上ある場合に於ては被保險者た

りし期間十年毎に其の十年に對し被保險者たりし全

期間の平均標準報酬年額の百分の一に相當する金額

を加ふること

五、第二十七號中「平均標準報酬年額の百分の一に相

當する金額を加へたる金額とすること」の下に左を

加ふ

尚同一の工場、事業場又は事業に於て引續き被保險

者たりし期間十年以上ある場合に於ては被保險者た

りし期間十年毎に其の十年に對し被保險者たりし全

期間の平均標準報酬年額の百分の一に相當する金額

を加ふること

六、第五十一號を左の如く改む

保険料率は鑛業法の適用を受くる事業の事業場に使
用せらるる被保険者にして常時坑内作業に従事する
もの(以下坑内夫たる被保険者と稱す)に關するも
のと其の他の被保険者に關するものと各別に之を定
むること

七、第八號たる被保険者に關する特例を「第八坑
内夫たる被保険者に關する特例」に改む

八、第五十七號を左の如く改む

坑内夫たる被保険者として十五年以上使用せられた
る者に付ては第十八號の規定に拘らず其の者が被保
險者の資格を喪失したる後五十歳を超えたるとき又
は五十歳を超え其の資格を喪失したるときより養老
年金を支給すること繼續せる十五年間に於て坑内夫
たる被保険者として十二年以上使用せられたる者に
付亦同じ

九、第五十八號を左の如く改む

坑内夫たる被保険者として使用せられたる期間に付
被保険者たりし期間を計算する場合に於ては坑内夫
たる被保険者として使用せられたる期間に三分の四
を乗じて之を計算すること但し左に掲ぐる期間に關
しては坑内夫たる被保険者として使用せられたる期
間を以て被保険者たりし期間とすること

(一) 被保険者として使用せられたる期間三年未満
なる者の坑内夫たる被保険者として使用せられた
る期間

(二) 坑内夫たる被保険者として使用せられたる期
間が十五年を超ゆる場合に於て十五年を超ゆる部
分の期間

七、第五十八號の次に左の一號を加ふ

五十八の二 第五十七號後段の規定に依り養老年金
を支給する場合に於ては左の如くすること

(一) 第十九號の規定に拘らず養老年金の額は被保
險者たりし期間十六年以上二十一年未満に對し被
保險者たりし全期間の平均標準報酬年額の百分の
二十五に相當する金額とし二十年以上一年を増す
毎に其の一年に對し被保險者たりし全期間の平均
標準報酬年額の百分の一に相當する金額を加へた
る金額とすること尙同一の事業場に於て引續き被
保險者たりし期間十年以上ある場合に於ては被保
險者たりし期間十年毎に其の十年に對し被保險者
たりし全期間の平均標準報酬年額の百分の一に相
當する金額を加ふること但し被保險者たりし全期
間の平均標準報酬年額の百分の五十に相當する金
額を超ゆることを得ざること

(二) 第二十一號、第三十號、第三十五號、第三十
六號の(一)及第三十九號の(二)中二十年以上被保
險者たりし者とあるは之を十六年以上被保險者た
りし者とすること

(三) 第二十九號及第四十一號の規定は之を適用せ
ざること

十一、第五十九號中「鑛業法の適用を受くる事業の事
業場又は工場に使用せらるる者」を「鑛業法の適用
を受くる事業の事業場に使用せらるる者にして常時
坑内作業に従事するもの」に改む

十二、第五十九號の次に左の一號を加ふ

六十 本制度實施當時同一の工場、事業場又は事業

に引續き五年以上使用せられたる者にして本制度
實施と同時に強制被保險者と爲りたるものが養老
年金の支給を受くる権利を得ずして五十歳(本制
度實施當時鑛業法の適用を受くる事業の事業場に
使用せらるる者にして常時坑内作業に従事するも
のに在りては四十五歳)を超え被保險者の資格を
喪失したる場合に於ては其の者に對する脱退手當
金は一般の例に依らず其の支給額を増加し又被保
險者たりし期間一年以上三年未満の者に對しても
之が支給を爲すこと

希望 決議 案

一、本制度は時局に鑑み緊急實施せられたきも、現行
社會保險制度は複雑多岐に互り且制度間に重複する
所を生じ統一を缺くの嫌あるを以て之が整理統合を
行ひ皇國の勤勞體制に適應せる社會保險制度の體系
を確立する爲速かに官民協力の組織に依り調査研究
に着手せられたきこと

二、本制度の實施に關聯し、現行社會保險制度の體系
を整備するに當りては特に業務災害に對する扶助制
度の完備をも併せて考慮すると共に現行の退職積立
金及退職手當法に依る退職手當制度をも包攝する保
險的失業對策制度の確立を圖り以て勞働者の業務災
害又は失業に基く生活不安の除去に付遺憾なきを期
せられたきこと

三、本制度は長期に互り産業勞働に従事せる勞働者の
保護を目的とせる制度なるも其の間勞働者は各種の
事業を通じ又は規模の大なる事業及小なる事業を通

じて移動するを豫想せらるるを以て本制度の適用範圍は可及的速かに之を擴張し被保険者資格の繼續に付遺憾なきを期せられたきこと

四、本制度の實施に依り生ずべき積立金は有利且確實に之を運用すべきことは勿論なるも、同時に本資金の性質に鑑み被保険者の利益に還元せらるる様適切なる運用を爲すと共に其の剰餘金を以て可及的被保險者福祉施設の充實を圖られたきこと、而して如上の目的を達する爲本資金に付ては特別の運用機關を

設け且其の運用計畫の樹立に付ては事業主及被保險者の意嚮を代表する者をも參與せしめられたきこと
尙船員保險其の他社會保險の積立金も本資金と併せ統一的に之を運用せられたきこと

五、本制度の實施に當りては事業主及被保險者の利便を考慮し現行健康保險の諸手續をも併せて改正し努めて諸手續の簡易迅速化を圖ると共に現業保險官廳を増置し中小事業主の爲諸手續の指導を爲し實際事務の遂行に付遺憾なからしめられたきこと

外務省の在南洋地方在住本邦内地人職業別人口調

外務省の調査になる昭和十四年十月一日現在の南洋地方（比律賓、蘭領東印度、英領北ボルネオ及英國保護サラワク、英領マレー、佛領印度支那及び泰國）在住本邦内地人の細目職業別人口は次の如くである。

在南洋地方本邦内地人職業別人口（昭和十四年十月一日現在） 外務省調

職業別	地域別	比律賓		蘭領東印度		英領北ボルネオ及英國保護サラワク		英領マレー		佛領印度支那		タイ國	
		總數	男	女	總數	男	女	總數	男	女	總數	男	女
總數	前年同期との比較	三三,二九六	三六,四五五	八,六五四	六,四八五	四,三三三	二,三三三	一,九七九	一,五〇一	一,五〇一	一,五〇一	一,五〇一	一,五〇一
本業	者	△五,七〇七	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1	農耕、園藝、畜産	三,八四三	三,八八三	九	二六三	二六〇	三	三七	二二	二六	四	二九	三
2	同 労働者	二,五三三	二,五三三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3	森林業、林産物業	七	七	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
4	同 労働者	九〇	九〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
5	漁業、製鹽業	五〇	五〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
6	同 労働者	五〇	五〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
7	採鑛冶金業	七	七	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
8	同 労働者	二	二	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
9	土石採取業	二	二	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
10	探業	二	二	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—